

改 正 後	改 正 前
<p>（法第二条第一項第八号の政令で定める施設）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第八号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。</u></p>	<p>（法第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習は、ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる</u>と認められる法人がダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習であつて、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するものとする。</p> <p>（法第二条第一項第四号の政令で定める者）</p> <p>第一条の二 <u>法第二条第一項第四号の政令で定める者は、前条の規定により指定された講習を行う法人が当該講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより国家公安委員会に推薦した者とする。</u></p> <p>（法第二条第一項第八号の政令で定める施設）</p> <p>第一条の三 <u>法第二条第一項第八号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。</u></p>

一
三
(略)

一
三
(略)

改 正 後	改 正 前
<p>（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税） 第二十五条の十七（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第四十条第一項後段に規定する政令で定める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をした場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項後段に規定する当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資産とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該贈与又は遺贈に係る公益法人等の公益目的事業の用に直接供する施設（当該財産をその施設の用に供しているものに限る。）における当該公益目的事業の遂行が、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害により、若しくは当該施設の所在場所の周辺において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号までに掲げる営業が営まれることとなつたことにより著しく困難となつた場合又は当該施設の規模を拡張する場合において、当該施設の移転をするため当該財産を譲渡したとき 当該移転後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</p> <p>四〇七 （略）</p>	<p>（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税） 第二十五条の十七（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第四十条第一項後段に規定する政令で定める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をした場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項後段に規定する当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資産とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該贈与又は遺贈に係る公益法人等の公益目的事業の用に直接供する施設（当該財産をその施設の用に供しているものに限る。）における当該公益目的事業の遂行が、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害により、若しくは当該施設の所在場所の周辺において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第一号から第七号までに掲げる営業が営まれることとなつたことにより著しく困難となつた場合又は当該施設の規模を拡張する場合において、当該施設の移転をするため当該財産を譲渡したとき 当該移転後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</p> <p>四〇七 （略）</p>

4
～
32

(略)

4
～
32

(略)

改 正 後	改 正 前
<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）<u>第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 和式の構造設備による客室は、<u>次項第二号に該当するものであること。</u></p> <p>四〇九（略）</p> <p>十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、<u>当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことができる設備を有すること。</u></p> <p>十一（略）</p> <p>2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートル</p>	<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）<u>第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 和式の構造設備による客室は、<u>第二項第二号に該当するものであること。</u></p> <p>四〇九（略）</p> <p>十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、<u>当該第一条学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことができる設備を有すること。</u></p> <p>十一（略）</p> <p>2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートル</p>

ルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

十 (略)

3・4 (略)

ルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

十 (略)

3・4 (略)